

この度公布された、「教育職員免許法施行規則等の一部を改正する省令（令和3年文部科学省令第13号）の概要及び留意事項について通知します。

2 文科教第1135号  
令和3年3月26日

各都道府県教育委員会教育長  
各指定都市・中核市教育委員会教育長  
各都道府県知事  
各指定都市・中核市市長  
構造改革特別区域法第12条第1項の  
認定を受けた各地方公共団体の長  
附属学校を置く各国公立大学長  
各文部科学省所轄学校法人理事長  
殿

文部科学省総合教育政策局長  
義本博司

教育職員免許法施行規則等の一部を改正する省令の公布について（通知）

この度、「教育職員免許法施行規則等の一部を改正する省令（令和3年文部科学省令第13号）」（以下「改正省令」という。）が公布されました。

改正省令の概要及び留意事項は下記のとおりですので、十分に御了知の上、事務処理上遺漏のないよう願います。

記

## 第一 改正省令の概要

今回の改正は、わいせつ行為等を含めた懲戒免職処分等の理由の主な類型等を教員免許状の失効又は取上げに係る官報公告事項として規定することで、教育委員会等の教員採用権者が了知できるようにし、採用希望者が自己申告した経歴等に関する内容との整合性を確認するための情報の端緒を与え、各教員採用権者における適切な採用選考に資することを目的とするものであること。

### 1 免許状の失効又は取上げの官報公告事項に係る規定の新設

教育職員免許法（昭和24年法律第147号。以下「法」という。）第13条第1項の規定による公告は、次の事項を官報に掲載して行うものとしたこと（改正省令による改正後の教育職員免許法施行規則（昭和29年文部省令第26号。以下「免許法施

行規則」という。) 第 74 条の 2 関係)。

- (1) 氏名
- (2) 本籍地
- (3) 免許状の種類
- (4) 授与権者
- (5) 免許状授与年月日
- (6) 免許状の番号
- (7) 失効又は取上げの年月日
- (8) 失効又は取上げの事由 (校長、副校長若しくは教頭 (以下「校長等」という。) 又は教員の失効又は取上げの事由が懲戒免職処分又は解雇であるときは、次の①～⑤のいずれの理由によるものであるかの別も含む。)
  - ① 18 歳未満の者又は自らが勤務する学校に在籍する幼児、児童若しくは生徒に対するわいせつな行為又はセクシュアル・ハラスメント
  - ② わいせつな行為又はセクシュアル・ハラスメント (①に該当するものを除く。)
  - ③ 交通法規違反又は交通事故
  - ④ 教員の職務に関し行った非違 (①～③に該当するものを除く。)
  - ⑤ ①～④以外の理由

## 2 所轄庁から免許管理者への通知及び学校法人等から所轄庁への報告に係る規定の整備

1 の改正に伴い、所轄庁 (免許管理者を除く。) が法第 14 条の規定による免許管理者への通知を行う場合 (懲戒免職処分があったとき又はこれに相当する解雇があったと思料するときに限る。) 又は学校法人等が法第 14 条の 2 の規定による所轄庁への報告を行う場合 (その行った解雇の事由が懲戒免職処分に相当すると思料するときに限る。) には、その通知又は報告には、懲戒免職処分又は解雇の理由が上記 1 (8) ①～⑤のいずれに該当すると思料するかの別を付して行うものとしたこと (免許法施行規則第 74 条の 3 関係)。

## 3 免許状原簿記載事項に係る規定の整備

1 の改正に伴い、免許状の失効又は取上げの年月日及び失効又は取上げの事由について、免許状の原簿に記載する事項として明確化したこと (免許法施行規則第 74 条第 2 項及び改正省令による改正後の教育職員免許法施行規則の一部を改正する省令 (平成 20 年文部科学省令第 9 号。以下「免許法施行規則の一部改正省令」という。) 附則第 14 条関係)。

#### 4 施行期日及び経過措置

- (1) 改正省令は令和3年4月1日から施行することとしたこと(附則第1項関係)。
- (2) 免許法施行規則第74条の2第8号の規定は、この省令の施行の日(以下「施行日」という。)前に懲戒免職処分を受けて免許状が失効した者又は懲戒免職処分に相当する事由により解雇されるなどして免許状取上げ処分を受けた者については、適用しないこととしたこと(附則第2項関係)。
- (3) 免許法施行規則第74条の3の規定は、施行日以後に懲戒免職処分を受け、又は解雇された者について適用し、施行日前に懲戒免職処分を受け、又は解雇された者については、なお従前の例によることとしたこと(附則第3項関係)。

## 第二 留意事項

- 1 懲戒免職処分等により教員免許状が失効した者に改名歴が確認された場合には、当該者がその後旧氏名を通称として使用することも想定されることを踏まえ、氏名については旧氏名も併記した上で、官報への公告を行うことが望ましいこと。
- 2 「わいせつな行為」及び「セクシュアル・ハラスメント」の該否については、文部科学省が実施している「公立学校教職員の人事行政状況調査」における「わいせつ行為」及び「セクシュアルハラスメント」の調査上の定義を参照の上、判断されたいこと。

(参考) 公立学校教職員の人事行政状況調査における「わいせつ行為等」の定義

- 「わいせつ行為等」とは、わいせつ行為及びセクシュアルハラスメントをいう。
- 「わいせつ行為」とは、強制性交等、強制わいせつ(13歳以上の者への暴行・脅迫によるわいせつ行為及び13歳未満の者へのわいせつ行為)、公然わいせつ、わいせつ物頒布等、買春、痴漢、のぞき、陰部等の露出、青少年保護条例等違反、不適切な裸体・下着姿等の撮影(隠し撮り等を含む。)、わいせつ目的をもって体に触ること等をいう。
- 「セクシュアルハラスメント」とは、他の教職員、児童生徒等を不快にさせる性的な言動等をいう。

- 3 「教員の職務に関し行った非違」に当たる行為については、例えば、公費の不正執行又は手当等の不正受給が該当し得ること。
- 4 校長等又は教員の失効又は取上げの事由が懲戒免職又は解雇であるときに、失効又は取上げの理由を官報に公告するときの表記については、例えば、「教育職員免許法第10条第1項第2号(同法施行規則第74条の2第8号イ)該当」などと、改正省令第74条の2第8号イ～ホの別についても、該当条項により表記することを想定していること。

5 校長等又は教員の失効又は取上げの事由が懲戒免職又は解雇であるときに、当該失効又は取上げについて官報への公告を行う免許管理者は、処分権者等から処分等の事実関係に関する情報を得た上で、改正省令第74条の2第8号イ～ホのいずれに該当するかを判断する必要があること。このため、教員の懲戒免職又はこれに相当する解雇があった場合には、改正省令第74条の3に定める手続が、適切に行われる必要があるとともに、校長等の懲戒免職又は解雇があった場合にも、同条と同様の手続が行われることが望ましいこと。また、処分権者と免許管理者が同一の者である場合には、処分事務の担当部局から免許管理事務の担当部局に対し、適切な官報への公告のために必要な限度で、懲戒免職処分に係る情報を提供<sup>注</sup>することが望ましいこと。

注 なお、文部科学省としては、国の行政機関の場合における、行政機関の保有する個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第58号）第8条第2項第2号に定める「相当な理由」等に相当し得る（行政機関内部での利用のための個人情報の目的外提供が認められ得る）ものと考えていること。

6 法第10条の規定により免許状が失効した場合又は法第11条の規定により免許状取上げの処分を受けた場合以外にも、現職教員（非常勤講師等を含む。）の有する免許状について、有効期間の満了日又は修了確認期限を迎える日までに免許状更新講習の修了が確認されずに失効した場合も、免許法施行規則第74条第2項及び免許法施行規則の一部改正省令附則第14条の規定に基づき、失効又は取上げの年月日及びその事由について原簿に記載すること。

7 改正省令附則各項の規定にかかわらず、例えば、施行日前に懲戒免職処分を受けて免許状が失効した者又は懲戒免職処分に相当する事由により解雇されるなどして免許状取上げ処分を受けた者について、官報に当該失効又は取上げが未公告のものがあるとき、免許管理者の判断で、免許法施行規則第74条の2各号の事項を官報に掲載して、法第13条第1項の規定に相当する公告を行うことも考えられること。

(別添)

教育職員免許法施行規則等の一部を改正する省令（令和3年文部科学省令第13号）

**【本件担当】**

文部科学省総合教育政策局教育人材政策課免許係

TEL：03-5253-4111（内線3574, 3968）

E-MAIL：menkyo@mext.go.jp

○文部科学省令第十三号

教育職員免許法（昭和二十四年法律百四十七号）第八条第一項及び第十三条から第十四条の二までの規定を実施するため、教育職員免許法施行規則等の一部を改正する省令を次のように定める。

令和三年三月二十六日

文部科学大臣 萩生田 光一

教育職員免許法施行規則等の一部を改正する省令

（教育職員免許法施行規則の一部改正）

第一条 教育職員免許法施行規則（昭和二十九年文部省令第二十六号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改め、改正後欄に掲げるその標記部分に二重傍線を付した規定（以下「対象規定」という。）で改正前欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを加える。

<p style="text-align: center;">改 正 後</p>	<p>第七十四条 「略」</p> <p>2 前項の原簿には、氏名、生年月日、本籍地、免許状授与年月日、普通免許状に係る所要資格を得た日の属する年度、教員資格認定試験に合格した日の属する年度、免許法第十六条の三第二項又は第十七条第一項に規定する文部科学省令で定める資格を有することとなつた日の属する年度、教育職員免許法施行法（昭和二十四年法律第四百十八号）第二条の上欄各号に掲げる者となつた日の属する年度、有効期間の更新年月日、有効期間の更新番号、有効期間の延長年月日、有効期間の延長番号、有効期間の満了の年月日（有効期間が延長されたときにあつては延長後の有効期間の満了の年月日）、免許状の番号、授与の根拠規定、教科、特別支援教育領域（新教育領域の追加の定めがあつたときにあつては、当該新教育領域及び当該新教育領域の追加の定めのある年月日を含む）、授与条件並びに失効又は取上げの年月日及び失効又は取上げの事由（次条第八号に掲げる事項をいう。）その他必要と認める事項を記載しなければならぬ。</p> <p>第七十四条の二 免許法第十三条第一項の規定による公告は、次に掲げる事項を官報に掲載して行うものとする。</p> <p>一 氏名</p> <p>二 本籍地</p>
<p style="text-align: center;">改 正 前</p>	<p>第七十四条 「同上」</p> <p>2 前項の原簿には、氏名、生年月日、本籍地、免許状授与年月日、普通免許状に係る所要資格を得た日の属する年度、教員資格認定試験に合格した日の属する年度、免許法第十六条の三第二項又は第十七条第一項に規定する文部科学省令で定める資格を有することとなつた日の属する年度、教育職員免許法施行法（昭和二十四年法律第四百十八号）第二条の上欄各号に掲げる者となつた日の属する年度、有効期間の更新年月日、有効期間の更新番号、有効期間の延長年月日、有効期間の延長番号、有効期間の満了の年月日（有効期間が延長されたときにあつては延長後の有効期間の満了の年月日）、免許状の番号、授与の根拠規定、教科、特別支援教育領域（新教育領域の追加の定めがあつたときにあつては、当該新教育領域及び当該新教育領域の追加の定めのある年月日を含む。）及び授与条件その他必要と認める事項を記載しなければならない。</p> <p>「条を加える。」</p>

- 三 免許状の種類
- 四 授与権者
- 五 免許状授与年月日
- 六 免許状の番号
- 七 失効又は取上げの年月日
- 八 失効又は取上げの事由（免許法第十条第一項第二号若しくは第十一条第一項の規定による失効若しくは取上げ又は懲戒免職の処分を受け、若しくは解雇された校長、副校長若しくは教頭に係る同条第三項の規定による取上げにあつては、次のいずれの理由による懲戒免職又は解雇に係るものであるかの別を含む。）
  - イ 十八歳未満の者又は自らが勤務する学校に在籍する幼児、児童若しくは生徒に対するわいせつな行為又はセクシュアル・ハラスメント
  - ロ わいせつな行為又はセクシュアル・ハラスメント（イに該当するものを除く。）
  - ハ 交通法規違反又は交通事故
  - ニ 教員の職務に関し行つた非違（イからハまでに該当するものを除く。）
  - ホ イからニまでに掲げる理由以外の理由

第七十四条の三 所轄庁（免許管理者を除く。）が免許法第十四条の規定による免許管理者への通知を行う場合（その教員が免許法第十条第一項第二号に該当するとき又は免許法第十一条第一項に該当する事実がある

「条を加える。」

と思料するときに限る。)又は学校法人等が免許法第十四条の二の規定による所轄庁への報告を行う場合(その行つた解雇の事由が免許法第十条第一項に定める事由に該当すると思料するときに限る。)には、その通知又は報告は、懲戒免職又は解雇の理由が前条第八号イからホまでのいずれに該当すると思料するかの別を付して行わなければならない。

備考 表中の「」の記載及び対象規定の二重傍線を付した標記部分を除く全体に付した傍線は注記である。

(教育職員免許法施行規則の一部を改正する省令の一部改正)

第二条 教育職員免許法施行規則の一部を改正する省令（平成二十年文部科学省令第九号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改める。

<p style="text-align: center;">改 正 後</p>	<p style="text-align: center;">附 則</p> <p>第十四条 この省令による改正後の教育職員免許法施行規則第七十四条の規定にかかわらず、旧免許状所持者に係る原簿には、氏名、生年月日、本籍地、免許状授与年月日、更新講習修了確認年月日及び更新講習修了確認番号、改正法附則第二条第三項第三号に規定する確認年月日及び確認番号、改正法附則第二条第四項に規定する修了確認期限の延期年月日及び延期番号、改正法附則第二条第五項括弧書に規定する認定年月日及び認定番号、修了確認期限（修了確認期限が延期されたときにあつては延期後の修了確認期限）、免許状の番号、授与の根拠規定、教科、特別支援教育領域（新教育領域の追加の定めがあつたときにあつては、当該新教育領域及び当該新教育領域の追加の定めのある年月日を含む）、授与条件、その者が有する他の免許状並びに失効又は取上げの年月日及び失効又は取上げの事由（教育職員免許法施行規則等の一部を改正する省令（令和三年文部科学省令第十三号）による改正後の教育職員免許法施行規則第七十四条の二第八号に掲げる事項をいう。）その他必要と認められる事項を記載しなければならない。</p>
<p style="text-align: center;">改 正 前</p>	<p style="text-align: center;">附 則</p> <p>第十四条 この省令による改正後の教育職員免許法施行規則第七十四条の規定にかかわらず、旧免許状所持者に係る原簿には、氏名、生年月日、本籍地、免許状授与年月日、更新講習修了確認年月日及び更新講習修了確認番号、改正法附則第二条第三項第三号に規定する確認年月日及び確認番号、改正法附則第二条第四項に規定する修了確認期限の延期年月日及び延期番号、改正法附則第二条第五項括弧書に規定する認定年月日及び認定番号、修了確認期限（修了確認期限が延期されたときにあつては延期後の修了確認期限）、免許状の番号、授与の根拠規定、教科、特別支援教育領域（新教育領域の追加の定めがあつたときにあつては、当該新教育領域及び当該新教育領域の追加の定めのある年月日を含む）、授与条件並びにその者が有する他の免許状その他必要と認められる事項を記載しなければならない。</p>

## 附 則

- 1 この省令は、令和三年四月一日から施行する。
- 2 第一条の規定による改正後の教育職員免許法施行規則（以下「新規則」という。）第七十四条の二第八号の規定は、この省令の施行の日（以下「施行日」という。）前に教育職員免許法第十条第一項第二号に該当することにより免許状がその効力を失った者又は同法第十一条第一項若しくは第三項の規定により免許状取上げの処分を受けた者については、適用しない。
- 3 新規則第七十四条の三の規定は、施行日以後に教育職員免許法第十条第一項第二号に規定する処分を受け、又は解雇された者について適用し、施行日前に同号に規定する処分を受け、又は解雇された者については、なお従前の例による。